

障害者委託訓練に係る委託料の上限額の引上げについて

実践能力習得コースの受託者で、中小企業等に該当し、かつ、就職支援又は雇用の促進等に積極的に取り組むことが見込まれるときは、委託料の1人当たりの上限額(税抜額)を、月額6万円から、月額9万円を限度に引き上げることができます。

希望するときは、応募者の合否決定前までに、別紙様式に必要事項を記載し、証する書類を添付した上で、職業能力開発センターに申し出てください。

予算の範囲内で執行するため、希望の過多や執行状況等によって上限額の変更ができない場合がありますので、変更を検討している場合は、できるだけ早く相談してください。

なお、ここで「中小企業等」とは、下記の全ての項目に当てはまる者とします。

(1) 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」及び「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令」に定める中小企業者又は社会福祉法人、特定非営利法人であること。

(2) いわゆる特例子会社や連結子会社、持株会社、持分法適用会社など、複数の企業が紐帯を結んでいる組織又は集団に属していないこと。この集団等には、原則として、フランチャイズや地域をまたがって組織だった団体・組合等も含むものとする。

ただし、その集団等の総体が(1)で定める中小企業者の基準を超えない場合は除く。

(3) 法人の運営に当たって、補助金、助成金、管理運営費など、名称のいかんを問わず、なんらかの公的な支援を受けていないこと。

公的な支援とは現金に限らず、社会通念上、利益供与を得ていると解されればよく、したがって、公的施設内で事業を運営している場合など、施設使用料の無償貸与も含まれる。

ただし、それが特別に配慮されたものでなく、一定の基準に基づいたもので、売買契約や請負契約のような双務契約に準ずるものと解されるときは除く。

※社会福祉法人など、出えん金等もこれに当たるので注意すること。(公益法人、第3セクターや社会福祉協議会などが該当)

上記の「中小企業等」に該当する者であっても、法人の概要や訓練内容等を鑑み、「中小企業等」に当てはめることが適当でないと思われるときは、職業能力開発センターの判断で上限額の変更をしない場合があります。

※中小企業等を経由すれば、大手企業の事業所で行う訓練についても無条件に上限額が上がるというものではなく、ケースに応じて検討するので、相談してください。

障害者委託訓練の委託料の上限額の引上げについて

訓練コース名	
受託者名	
所在地 (登記住所)	
訓練場所名称	
≪法人の概要≫ ※1年以内日付の登記簿の写しなどを添付すること 資本金 円 従業員数 人 主たる事業内容	
下記理由により、障害者委託訓練委託料の上限額の変更を申し出ます。 希望する委託料の上限額（1人当たりの月額） 円 変更の理由 _____ _____ _____ [計画している障害者の就労支援や雇用の促進等の取組を記載してください(必須)]	

平成 年 月 日

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 印